

# 特殊車両の取り締まり実施

10月7日(水)、戸沢村古口の車両検測所において今年度4回目の最上地区の特殊車両通行取締を実施しました。

今年5月には特殊車両(大型コンテナトレーラー)による事故が相次いで発生しています(下表参照)。事故防止だけでなく、橋や道路の損傷防止のためにも、許可をとって通行していただくこと、積載量を守ることを徹底する必要があります。ルールを守って安全な通行をしていただくことを、これからも周知徹底していきます。みなさまのご協力をお願いします。

発生日	発生場所	死傷状況			通行許可の有無
		死亡	重傷	軽傷	
5月12日	大阪市	0	0	6	有
5月13日	名古屋市	2	1	0	無
5月19日	横浜市	1	0	0	無



△車検証と許可証確認中



△重量測定。マットスケールにタイヤを1本もしくは2本ずつ載せて計測します。少し時間がかかりますが、安全な通行のためご協力いただいています。



△隣接軸距測定中



△幅測定中



△高さ測定中



△最遠軸距測定中

特殊車両やオンライン申請等について、  
<http://www.thr.mlit.go.jp/>  
(東北地方整備局ホームページ「申請」→特車オンライン申請)をご覧ください。

**「無許可通行47%」**  
国土交通省が今年3月に大型トレーラーなどの特殊車両を対象に、全国約40箇所調査したところ、約75万台のうち、47%が必要な通行許可を取得していないことが判明しました。  
重大な交通事故発生や道路構造物への損傷を防止するために、定期的に取り締を実施して、運送会社、ドライバーのみなさんへルール遵守を周知する必要があります。  
運送中でお忙しいとは思いますが、ぜひ取締にご協力をお願いします。

今回の取締の結果、6台中1台が違反(無許可)でした。  
違反車両には、適正な通行を行うよう指導をおこないました。  
今年度の取締結果

- ①6/3 8台中1台違反(出張所通信6-5)
- ②7/8 10台中4台違反(出張所通信7-6)
- ③9/2 8台中3台違反(新庄国道出張所通信H21.9.7号)

# 特殊車両と取締

道路はみんなの財産なので、狭い道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さを超える車を通行させることは道路構造の保全と交通の危険防止の理由から、**原則として禁止**しています。

そのため、道路管理者がやむを得ないと認めたときに限って、**ルールを守る**ことで通行を許可することとしています。

法律で定められた範囲を超えて荷物を積んでいる車輛は、カーブを曲がりきれなかったり荷物が落下したりするおそれがあり、**大事故**になりかねません。

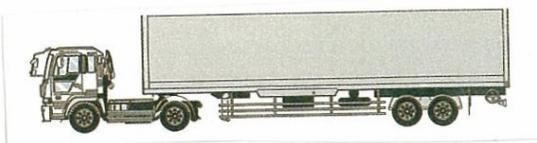
また、**過積載は道路の損傷**にもつながります。

ルールには重さ・高さ・長さ・幅などが細かく決められていて、しっかり守られているかを**チェック**するのが特殊車両の取締です。

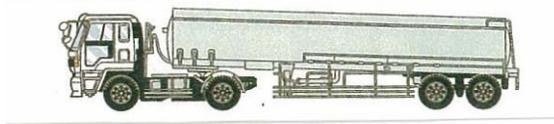
## どんな車が特殊車両なの？

次の基準をどれか1つでも超えるものをいいます  
幅2.5m 長さ12.0m 高さ3.8m 総重量20.0t

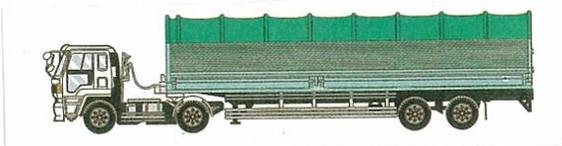
バン型セミトレーラ



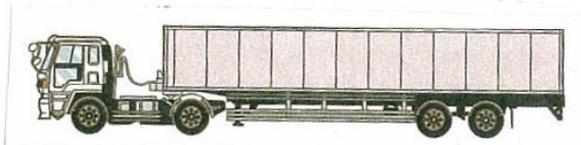
タンク型セミトレーラ



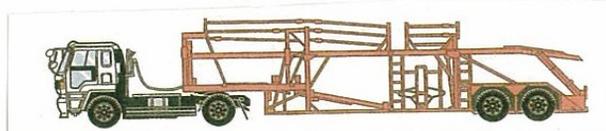
幌枠型セミトレーラ



コンテナ用セミトレーラ



自動車運搬用セミトレーラ



この他にも、フルトレーラ、あおり型セミトレーラ、スタンション型セミトレーラ、船底型セミトレーラ、海上コンテナ用セミトレーラ、重量物運搬用セミトレーラ、ポールトレーラなどがあります。



管理係長

## ルールを守って安全な通行をお願いします



管理係長

道路に関するご意見・質問、出張所通信の感想など  
どんどんお寄せ下さい！

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syuchu/obaiji/index.html>

〒999-4221  
山形県尾花沢市尾花沢字田町143-1  
TEL. 0237-23-2521  
FAX. 0237-23-2523



## 10月の出張所通信

- 10-1. 駐車帯クリーンアップ(9月)
- 10-2. 山形曹洞宗青年会北村山支部:道路の清掃活動をおこないました
- 10-3. 新庄北道路安全協議会による駅前清掃が行われました